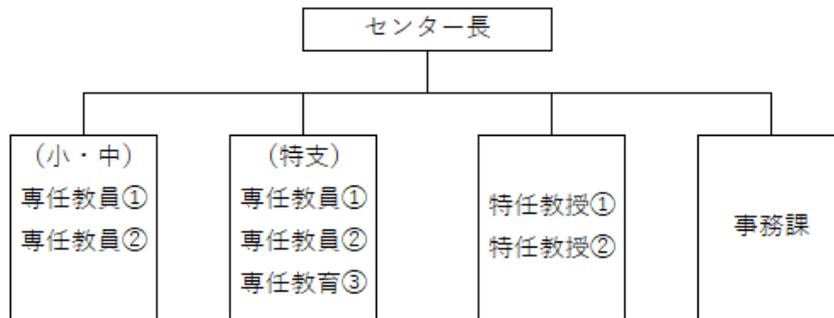


## 様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教育実習等実施計画（小・中学校）	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次前期5月～6月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 4週間（160時間程度）
③	実習校の確保の方法 東京都教育委員会、白梅学園清修中学校から教育実習の受け入れの承諾を得ている。
④	実習内容 教育実習では、大学で学んだ理論・知識・スキルを学校の教育現場において実践的に検証しつつ、子どもとの出会いを通して一人一人を深く理解し、指導実践力や子ども対応力を身につけるとともに、事実即した学校教育の理解を育み、教員としての基本的資質・能力の涵養を目指す。実習生の行う活動は、「観察実習」「参加実習」「授業実践」の三つに区分される。
⑤	実習生に対する指導の方法 実習における事前指導・事後指導を実施する。 【事前指導（11回）】 教育実習の必要な手続きや実習中の記録の取り方、実習日誌の書き方、学習指導案の書き方などを理解し、教育実習を円滑に実施できる準備を行うことができるとともに、教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高める。 【事後指導（4回）】 教育実習を経て得られた成果と課題等を省察することができ、教育実習を振り返り、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解を深める。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） 実習の成績評価及び単位認定については以下の5項目を総合して行う。 ・事前指導にかかわる評価（20%）                      ・教育実習日誌にかかわる評価（30%） ・実習校からの実習評価票（30%）                      ・事後指導にかかわる評価（10%） ・実習にかかわる総合的発表（10%） 評価の項目は、 学び指導（a 基礎学力・知識、b 教材研究・工夫、c 指導態度・技術） 生徒指導（a 個別・集団指導、b 児童への関わり、c 教科外指導） 実習態度（a 勤務態度・熱意、b レポートなどの提出物、c 教育的視野）の3項目。

<p>2 事前及び事後の指導の内容等</p>
<p>① 時期及び時間数        事前指導は3年次1月から4年次5月まで（90分授業×11回）        事後指導は4年次7月（90分授業×4回）</p>
<p>② 内容（具体的な指導項目）        第1回：事前学習①「オリエンテーション（教育実習全般・事前事後指導の趣旨とその実施計画）教育実習の意義と目的・実習の理解」        第2回：事前学習②「東京都教育庁指導主事の講話1」        第3回：事前学習③「教育機関としての学校の理解」        第4回：事前学習④「教育職員の服務」        第5回：事前学習⑤「児童の生活実態とその指導」        第6回：事前学習⑥「学校組織の概要」        第7回：事前学習⑦「東京都教育庁指導主事の講話2」        第8回：事前学習⑧「学習指導案の立て方」        第9回：事前学習⑨「学習指導についての協議」        第10回：事前学習⑩「模擬授業の実施1」        第11回：事前学習⑪「模擬授業の実施2」        第12回：事後学習①「教育実習の個人のまとめ」        第13回：事後学習②「実習授業を中心とした振り返り」        第14回：事後学習③「実習発表会の準備」        第15回：事後学習④「教育実習の発表と講評」</p>
<p>3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）</p> <p>① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会等の名称          教職教育・研究センター</li> <li>・ 委員会等の構成員（役職・人数など）          センター長（教職専任教員）1名、小・中学校担当教職専任教員2名、センター常駐特任教授2名、事務職員（兼任）3名</li> <li>・ 委員会等の運営方法          月1回 教職教育・研究センター会議を開催。実習指導に関わること、実習先に関すること、学生の履修状況などを協議している。</li> </ul>

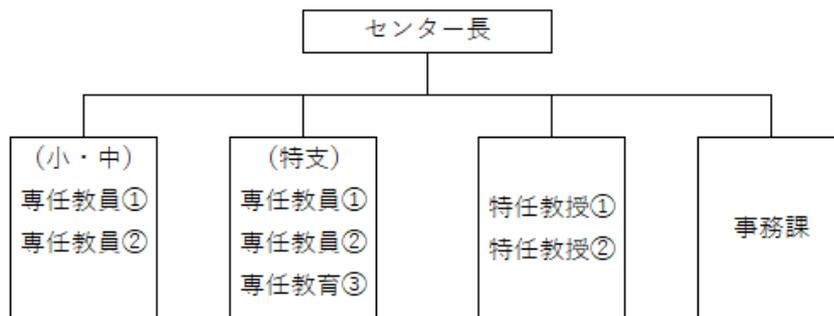
## 【委員会の組織図】



- ② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等
- ・ 委員会等の名称  
教職教育・研究センター
  - ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）  
センター長（教職専任教員）1名、小・中学校担当教職専任教員2名、センター常駐特任教授2名、事務職員（兼任）3名
  - ・ 委員会等の運営方法  
月1回 教職教育・研究センター会議を開催。実習指導に関わること、実習先に関すること、学生の履修状況などを協議している。

教職教育・研究センターが中心になって大学と学校と緊密な連携をとる。危機管理等必要に応じ、教育委員会とも連携をとる。特に実習期間中は、教育実習担当教員が巡回訪問指導1回以上行い、学校長及び実習担当教員と学生の実習状況に関する情報提供を受け、学生に対する指導・助言を適切に行うものとする。

## 【委員会の組織図】



#### 4 教育実習の受講資格

【小中共同実習要件】1年次からの在籍生で「教育実習・実習指導」を履修する者は、3年次前期までの成績を含み、次の各号を満たしていなければならない。

(a)「学校フィールドワーク」「教職概論」「教育原理」「教育課程論」「教育の方法」「発達心理学」「学習過程の心理学」の単位を修得していること。

(b) 3年次前期までの成績を含み、GPAの累積値が2.3以上であること。

(c) 教育実習生として、ふさわしい資質と能力を備えていること。

【小学校実習要件】1年次からの在籍生で小学校実習を希望する者は、小中共同実習要件に加えて、3年次前期までの成績を含み、次の各号を満たしていなければならない。

(a)「国語」「算数」「社会」「理科」「外国語」の単位を修得していること。

(b)「道徳の理論と指導法」「国語科指導法Ⅰ」「国語科指導法Ⅱ」「社会科指導法」「算数科指導法」「音楽科指導法」「図画工作科指導法」「体育科指導法」の8科目のうち6科目以上の単位を修得していること。

【中学校実習要件】1年次からの在籍生で中学校実習を希望する者は、小中共同実習要件に加えて、3年次前期までの成績を含み、次の各号を満たしていなければならない。

(a)「日本語学概論」「日本語文法」「日本語表現論」「日本古典文学概説Ⅰ」「近現代文学概説Ⅰ」「漢文学」「書道」の7科目のうち6科目以上の単位を修得していること。

(b)「道徳の理論と指導法」「国語科指導法Ⅰ」「国語科指導法Ⅱ」「国語科指導法Ⅲ」「国語科指導法Ⅳ」の単位を修得していること。

【履修判定】「教育実習・実習指導」の履修判定は、原則として上に定めた履修要件を満たした上で、最終的に教職課程委員会が行うものとする。なお、上記の要件を満たさない者が実習を希望する場合は、理由書を添えて教務課に届け出た上で、別途実施される考査に合格することを条件に、教職課程委員会が最終的な判定を行うものとする。

#### 5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 6 学級
○	×	学校名	白梅学園清修中学校（東京都小平市小川町1-830） 学級数：6 児童数：122人
		教員数	29人（内訳）教諭12人、兼務教諭8人、講師8人、養護教諭1人
○	×	教育委員会名	東京都教育委員会 小学校：1274校 中学校：621校

# 実習受入承諾書

令和5年3月3日

学校法人白梅学園  
白梅学園大学  
学長 高田 文子 殿

学校名 白梅学園清修中学校  
学校長 山田 裕



白梅学園大学子ども学部教育学科における、教育実習の実習生を受け入れることを承諾いたします。

## 記

1 名称 白梅学園清修中学校

2 実習生の受入開始時期及び期間

5月第2週～6月

3 実習受入人数

2名

4教人選第901号  
令和5年2月21日

白梅学園大学長 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

## 東京都公立学校教育実習実施承認書

このことについて、東京都公立学校での教育実習の実施について、東京都公立学校教育実習取扱要綱に基づき、下記のとおり承認します。

### 記

#### 1 承認する課程の名称、免許状の種類及び免許教科

子ども学部 教育学科

小学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状(国語)

特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者)

特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者)

特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)

#### 2 承認開始時期 令和 6年 4月 1日

ただし、上記1について承認開始時期までに文部科学省からの教職課程認定を受けていることを条件とする。

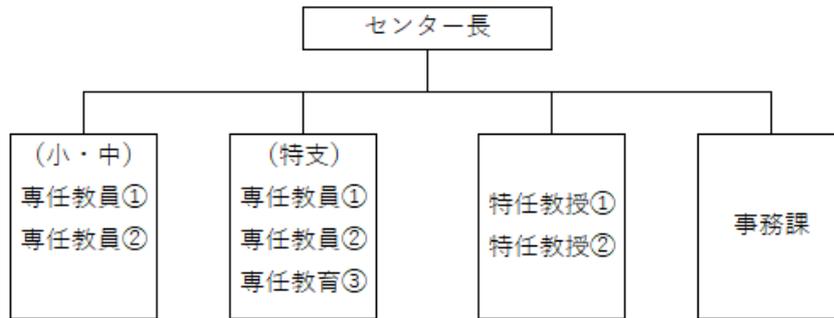
#### 3 承認番号 第 117 号

## 様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教育実習等実施計画（特別支援学校）	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次9月～10月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 10日間
③	実習校の確保の方法 東京都内の公立学校で実施可能な旨を、東京都教育委員会より承認を受けている。
④	実習内容 教育実習では、大学で学んだ理論・知識・スキルを学校の教育現場において実践的に検証しつつ、子どもとの出会いを通して一人一人を深く理解し、指導実践力や子ども対応力を身につけるとともに、事実に基づいた学校教育の理解を育み、教員としての基本的資質・能力の涵養を目指す。
⑤	実習生に対する指導の方法 実習における事前指導・事後指導を実施する。 【事前指導（11回）】 「教育実習（特別支援学校）」の見通しを持つとともに、前年度までに当該実習で取り組まれた研究授業の学び指導案を用いて、授業理解と模擬授業の実践に取り組む。これにより、実習中における授業実践、並びに研究授業の実施に向けたスキルの習得を目指す。その上で、実習へのイメージをより深めていくために、外部講師による講話を計3回にわたって行う。 【事後指導（4回）】 実習の実施時期や実習校の障害種・配属学部を考慮した小グループを編成し、学内反省会を開催し、各学生の実習経験を共有していく。同時に、各学生の実習経験をプレゼンテーション資料にまとめ、全体で発表する機会を設定する。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） 学生の個人毎に「学内指導個人記録票」を作成して進めていく。「学内指導個人記録票」には、実習校からの5段階による総合評価記録をするとともに、学内評価項目として「研究授業学び指導案」「実習前日誌(抱負と課題)」「学内反省会」「実習後日誌」を設定し、それぞれ3段階で評価していく。なお、学内評価項目は、学内の各教職専任教員が、事前・事後指導の際に日誌点検などを担当した学生の分をそれぞれ評価することを基本とする。 上記をもとに、最終的な成績評価は、学内の教職専任教員3名の合議により、白梅学園大学学則第35条の規定に基づいて、S・A・B・C・Dの5段階で評価し、C以上を合格として単位の認定を行う。

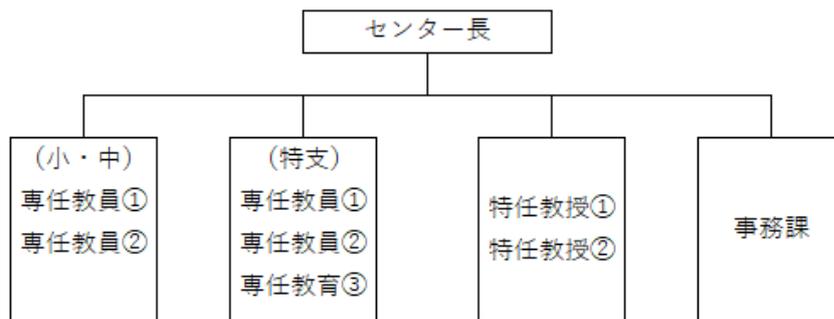
2 事前及び事後の指導の内容等
<p>① 時期及び時間数 事前事後指導 4年次4月から15回（各回90分） （事前指導11回、事後指導4回）</p>
<p>② 内容（具体的な指導項目）</p> <p>第1回 教育実習（特別支援学校）とは 第2回 模擬授業準備；学び指導案の理解と検討 第3回 模擬授業準備；学び指導案の作成と教材検討 第4回 模擬授業準備；教材作成と実施準備 第5回 模擬授業発表① 第6回 模擬授業発表② 第7回 実習に向けた特別支援学校の理解 第8回 特別支援学校における児童・生徒へ支援（介助演習） 第9回 特別支援学校における教科指導の実際 第10回 実習経験と特別支援学校での勤務（卒業生講話） 第11回 実習に向けた抱負と課題の明確化 第12回 学内反省会① 第13回 実習発表会① 第14回 学内反省会② 第15回 実習発表会②</p>
<p>3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）</p> <p>① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会等の名称 教職教育・研究センター</li> <li>・ 委員会等の構成員（役職・人数など） センター長（教職専任教員）1名、特別支援学校担当教職専任教員3名、センター常駐特任教授2名、事務職員（兼任）3名</li> <li>・ 委員会等の運営方法 月1回 教職教育・研究センター会議を開催。実習指導に関わること、実習先に関すること、学生の履修状況などを協議している。</li> </ul>

## 【委員会の組織図】



- ② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等
- ・ 委員会等の名称  
教職教育・研究センター
  - ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）  
センター長（教職専任教員）1名、特別支援学校担当教職専任教員3名、センター常駐特任教授2名、事務職員（兼任）3名
  - ・ 委員会等の運営方法  
月1回 教職教育・研究センター会議を開催。実習指導に関わること、実習先に関すること、学生の履修状況などを協議している。

## 【委員会の組織図】



#### 4 教育実習の受講資格

1年次からの在籍生で「特別支援学校教育実習・実習指導」を履修する者は、3年次前期までの成績を含み、次の各号を満たしていなければならない。

(a) 白梅学園大学子ども学部教職課程履修規程「教育実習・実習指導」細則における履修要件を満たしていること。

(b) 「障害者教育総論」「知的障害者教育総論」「特別支援学校教育課程論」の単位を修得していること。

(c) 「視覚障害者教育総論」「聴覚障害者教育総論」「LD等教育総論」「知的障害者の心理・病理・生理」「肢体不自由者の心理・病理・生理」「病弱者の心理・病理・生理」「知的障害者の指導法」の7科目のうち6科目以上の単位を修得していること。

(d) 3年次前期までの成績を含み、GPAの累積値が2.3以上であること。

(e) 教育実習生として、ふさわしい資質と能力を備えていること。

【履修判定】「特別支援学校教育実習・実習指導」の履修判定は、原則として上に定めた履修要件を満たした上で、最終的に教職課程委員会が行うものとする。なお、上記の要件を満たさない者が実習を希望する場合は、理由書を添えて教務課に届け出た上で、別途実施される考査に合格することを条件に、教職課程委員会が最終的な判定を行うものとする。

#### 5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	
○	×	教育委員会名	東京都教育委員会 特別支援学校：63校

4教人選第901号  
令和5年2月21日

白梅学園大学長 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

## 東京都公立学校教育実習実施承認書

このことについて、東京都公立学校での教育実習の実施について、東京都公立学校教育実習取扱要綱に基づき、下記のとおり承認します。

### 記

#### 1 承認する課程の名称、免許状の種類及び免許教科

子ども学部 教育学科

小学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状(国語)

特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者)

特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者)

特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)

#### 2 承認開始時期 令和 6年 4月 1日

ただし、上記1について承認開始時期までに文部科学省からの教職課程認定を受けていることを条件とする。

#### 3 承認番号 第 117 号